

日本学術会議会員候補の任命拒否に対する声明

日本協同組合学会常任理事会は、内閣総理大臣による第 25 期日本学術会議会員候補の任命拒否に対して抗議の意を表明します。

今回、内閣総理大臣は、日本学術会議が推薦した候補者のうち6名の任命を拒否し、その理由も明らかにしていません。

日本学術会議の会員については、日本学術会議法第七条および第十七条で、日本学術会議が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦」すること、そして、その「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」ことが定められています。

今回の内閣総理大臣による6名の会員候補の任命拒否は、同法の規定を逸脱するものであり、そのような行為が学術の自立的な発展を阻害することを強く危惧します。

以上により、日本協同組合学会常任理事会は日本学術会議の協力団体として、

- ① 今回の任命拒否の理由を明らかにすること
- ② 6名の会員候補への任命拒否を直ちに撤回し速やかに任命することを内閣総理大臣に求めます。

2020年10月8日

日本協同組合学会常任理事会